

**【表紙】**

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 3月18日
【報告者の名称】	株式会社富士テクニカ宮津
【報告者の所在地】	静岡県駿東郡清水町の場20番地
【最寄りの連絡場所】	静岡県駿東郡清水町の場20番地
【電話番号】	055 ( 977 ) 2300
【事務連絡者氏名】	企画部長 伊藤 仁
【縦覧に供する場所】	株式会社富士テクニカ宮津 ( 静岡県駿東郡清水町の場20番地 ) 株式会社大阪証券取引所 ( 大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号 )

## 1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 / 1 フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ナイン投資事業有限責任組合  
無限責任組合員 フェニックス・キャピタル・パートナーズ・テン株式会社  
代表取締役 三村 智彦  
所在地 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号

名称 / 2 フェニックス・キャピタル・パートナーズ・イレブン株式会社  
所在地 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号

## 2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

優先株式

平成22年10月12日及び平成22年11月12日開催の当社取締役会及び平成22年10月29日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき発行されたA種優先株式（以下「A種優先株式」といいます。）

（注）当社は、A種優先株式のほか、B種優先株式の発行が可能であるものの、本書提出日時点において、発行済みのB種優先株式はなく、A種優先株式以外の優先株式を発行していません。A種優先株式については、株式会社地域経済活性化支援機構（旧株式会社企業再生支援機構）（以下「機構」といいます。）が、その発行済株式の全部を保有しております。

## 3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成25年3月15日開催の取締役会において、フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ナイン投資事業有限責任組合（以下「PCP9」といいます。）並びにフェニックス・キャピタル・パートナーズイレブン株式会社（以下「PCP11」といいます。「PCP9」と「PCP11」を総称して「公開買付者ら」といいます。）による当社普通株式及びA種優先株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、賛同の意見を表明すること、及び、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は下記「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置、本公開買付けの公正性を担保するための措置 当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」に記載された方法によりなされております。

なお、公開買付者らによれば、公開買付者らは、本公開買付けにおいて、当社の上場廃止を企図していないとのことです。従って本公開買付けの結果により当社普通株式がジャスダック市場の上場廃止基準に抵触するおそれがある場合には、公開買付者らと当社との間で上場廃止を回避するための方策について協議し、合意された方策を実行します。本公開買付けの内容の詳細につきましては、本公開買付けの開始日に公開買付者らから提出される公開買付届出書（以下、「本公開買付届出書」といいます。）をご参照ください。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

#### 本公開買付けの概要

本公開買付届出書によれば、公開買付者らは、当社への投資を事業目的として平成25年2月に組成した投資事業有限責任組合であるPCP9（無限責任組合員はフェニックス・キャピタル・パートナーズ・テン株式会社（以下「PCP10」といいます。）、有限責任組合員はフェニックス・キャピタル株式会社（以下「フェニックス・キャピタル」といいます。）及び日本リバイバル・ファンド・スリー投資事業有限責任組合（以下「NRF」といいます。））及び本公開買付けを通じて当社のA種優先株式を取得、保有することを主たる目的として平成25年2月に設立された株式会社であるPCP11（一般社団法人フェニックス・キャピタル・パートナーズ・トゥエルブが100%の株式を保有。）とのことです。いずれもフェニックス・キャピタル及びその子会社及び関連会社からなるフェニックス・キャピタルグループ（以下「フェニックス・キャピタルグループ」といいます。）が運営する投資ピークルであり、当社の企業価値の増大と投資回収の最大化を図ることを目的として設立したとのことです。また、当社への投資後はPCP9の無限責任組合員としてPCP10が主体的に当社及びPCP9の管理、運営を行うとのことです。

フェニックス・キャピタルグループは本格的な企業再生ファンドの組成を目的として、本体のフェニックス・キャピタルを平成14年1月に設立したとのことです。創業と同時に組成された日本初の本格的企業再生・再編ファンドである「ジャパン・リカバリー・ファンド」をはじめ、これまでに8本、合計で約2,300億円のファンドを組成し、約2,100億円

の投資を行ってきたとのことです。これまで資本による投資対象企業は30社以上にのぼる実績を有しているとのことです。また、フェニックス・キャピタルグループは、投資先企業の経営課題に応じ、友好的かつ適切な形態で資本を供給することで、経営課題の抜本的な解決を図り、経営者・従業員の皆様とともに汗を流し、協調して経営改善を実践することによる中長期的な企業価値の最大化を目指しているとのことです。

本公開買付届出書によれば、公開買付者らは、平成25年3月15日、機構が保有する普通株式（本公開買付届出書提出日現在において所有する普通株式数8,493,116株、所有割合（注）52.01%）及びA種優先株式（本公開買付届出書提出日現在において所有するA種優先株式数299,255株、A種優先株式1株につき普通株式18株の交付を請求できる取得請求権（以下「A種優先株式普通株式転換請求権」といいます。）を考慮して普通株式に換算した株式数は5,386,590株、所有割合32.98%）の全て（以下「本応募予定株式等」といいます。）を取得することを主たる目的として、公開買付者らが共同して本公開買付けを実施することをそれぞれ決定したとのことです。

本公開買付届出書によれば、本公開買付けにおいては、本応募予定株式等に係る株券等の数（13,879,706株（所有割合84.99%）、なお、当該株券等の数の計算においては、A種優先株式は、A種優先株式普通株式転換請求権が付されておりますので、A種優先株式1株を18株として株券等の数を計算しております。）を買付予定数の下限として設定しておりますので、応募株券等の総数が13,879,706株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行わないとのことです（なお、A種優先株式には、A種優先株式普通株式転換請求権が付されているため、買付予定数の下限の達成を判断するにあたっては、A種優先株式1株を普通株式18株とみなして応募株券等の総数を計算します。）。公開買付者らは、機構との間で平成25年3月15日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結しており、機構は本応募予定株式等を本公開買付けに応募することについて合意しているとのことです。本応募契約の内容につきましては、後記「(5) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。公開買付者らが、機構から本応募予定株式等を取得するためには、取得後の株券等所有割合が3分の1を超えることから、金融商品取引法（以下「法」といいます。）の規定（法第27条の2第1項第2号）に従い公開買付けによる必要があるとのことです。また、かかる公開買付けを実施する場合には、取得後の株券等所有割合が3分の2を超えることから、法令の規定（法第27条の13第4項、金融商品取引法施行令（以下「令」といいます。）第14条の2の2、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号）に従い、買付予定数の上限を設けることができず、本応募予定株式等以外の応募株券等も本公開買付けの対象とする必要があるとのことです。本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限を上回った場合には、応募株券等の全部の買付けを行いますが、本公開買付けは当社の普通株式の上場廃止を企図するものではないとのことです。

（注）所有割合とは、当社が平成25年2月8日に提出した第57期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の発行済普通株式総数（10,946,007株）から、当社が平成25年2月8日に公表した平成25年3月期第3四半期決算短信に記載された平成24年12月31日現在の当社が保有する自己株式数（1,636株）を控除した普通株式数（10,944,371株）、及びA種優先株式（299,255株、A種優先株式普通株式転換請求権を考慮して普通株式に換算した株式数は5,386,590株）の合計数（上記A種優先株式の換算後で、16,330,961株）に占める割合をいいます。小数点以下第三位を四捨五入しております。

本公開買付届出書によれば、本公開買付けは、機構が保有している本応募予定株式等を公開買付者らが取得するために、公開買付者らと機構が合意した価格により買付けを行うものであり、本応募予定株式等のうち、A種優先株式145,433株についてはPCP11が、普通株式の全て及びA種優先株式153,822株についてはPCP9が、それぞれ買付けを行うとのことです。また本応募予定株式等以外の株式等について応募があった場合には、これらについてはPCP9が買付けを行うとのことです。

なお、本公開買付けにおける買付け等の価格は、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、入札プロセスを経た上で、最終的に、公開買付者らと機構との協議及び合意により決定した価格とのことです。

当社普通株式の買付価格382円は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成25年3月14日のジャスダック市場における当社普通株式の終値615円に対して37.89%（小数点以下第三位四捨五入）、平成25年3月14日から遡る過去1ヶ月間の終値の単純平均値649円（小数点以下四捨五入）に対して41.14%（小数点以下第三位四捨五入）、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値652円（小数点以下四捨五入）に対して41.41%（小数点以下第三位四捨五入）、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値549円（小数点以下四捨五入）に対して30.42%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントをした価格であります。また、本書提出日の前営業日である平成25年3月15日のジャスダック市場における当社普通株式の終値710円に対して46.20%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントを付した価格であります。

そして、A種優先株式の買付け等の価格については、実質的に普通株式1株当たりの本公開買付け価格と同価格になるよう、当該A種優先株式に付されている、A種優先株式普通株式転換請求権が行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、A種優先株式1株を転換することによって取得される普通株式18株を本公開買付けに応募した場合に得られる金額と同額になるように定めているとのことです。

なお、A種優先株式を保有する株主（以下「A種優先株主」といいます。）は、平成24年12月15日以降いつでも、当社に対して、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「金銭対価取得請求」といいます。）ができ、当社は、A種優先株主が金銭対価取得請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」といいます。）における取得上限額（注1）を限度として法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、金銭を当該A種優先株主に対して交付するものとされています。金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種優先株式1株当たりの取得対価は、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（7,200円。但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、金銭対価取得請求日におけるA種優先株式1株当たりのA種経過優先配当金相当額（注2）を加えた金額とされています。本公開買付けにおけるA種優先株式の買付け価格6,876円は、かかる取得対価（少なくとも7,200円）を下回るようになるとのことです。

（注1）取得上限額

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」といいます。）における分配可能額（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第461条第2項に定めるものをいいます。以下同じとします。）を基準とし、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、（ ）当社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに（ ）本項に基づき金銭対価取得請求が行われ又は金銭を対価とする取得条項（注3）に基づき当社取締役会において取得することを決議されたA種優先株式の取得価額の合計額を減じた額とします。但し、取得上限額がマイナスの場合は0円とします。

（注2）A種経過優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの「A種経過優先配当金相当額」は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」といいます。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先期末配当金（注4）の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）をいいます。但し、分配日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先株式の登録株式質権者に対してA種優先株式に対する中間配当金又はA種優先株式に対する臨時配当金を支払ったときは、その額を控除した額とします。

（注3）金銭を対価とする取得条項

当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」といいます。）が到来することをもって、金銭の交付と引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができます。この場合、当社は、強制償還日における取得上限額を限度として、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、強制償還価額の金銭をA種優先株主に対して交付するものとします。なお、A種優先株式の一部を取得する場合は、当社が取得すべきA種優先株式は強制償還日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式の保有株式数に応じた比例按分の方法により決定します。「強制償還価額」は、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（7,200円。但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、強制償還日におけるA種優先株式1株当たりのA種経過優先配当金相当額を加えた金額とします。

（注4）A種優先期末配当金

(a) 当社は、剰余金の期末配当を行うときは、当該剰余金の期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」といいます。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」といいます。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といいます。）及びB種優先株式の株主（以下「B種優先株主」といいます。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」といいます。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されます。）に、下記(b)に定める配当年率（以下「A種優先配当年率」といいます。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げます。（以下「A種優先期末配当金」といいます。））の剰余金の配当を行います。但し、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金（注5）又はA種優先臨時配当金（注6）を支払ったときは、その額を控除した額をA種優先期末配当金とします。

(b) A種優先配当年率

A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(12ヶ月物) + 0.5%

なお、A種優先配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、各事業年度の初日(但し、当該日が銀行休業日の場合は前営業日)(以下「A種優先配当年率決定日」といいます。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとし、A種優先配当年率決定日に日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、これに代えて同日(当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円12ヶ月物ロンドン・インターバンク・オファード・レートとして英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値とします。

(c) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の期末配当の額がA種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しません。

(d) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先期末配当金を超えて配当は行いません。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではありません。

(注5) A種優先中間配当金

当社は、中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先期末配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下「A種優先中間配当金」といいます。)を支払います。

(注6) A種優先臨時配当金

当社は、中間配当及び期末配当以外に普通株主若しくは普通登録株式質権者又はB種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者に剰余金の配当を行う場合には、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、当該基準日が属する事業年度に係るA種優先期末配当金として支払われるべき金額に、当該事業年度の初日(同日を含む。)から当該基準日(同日を含む。)までの日数を乗じ、365で除して得られる額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。以下「A種優先臨時配当金」といいます。)を金銭により配当します。但し、当該事業年度の初日から当該基準日までの期間に属する基準日に係るA種優先中間配当金又は先行するA種優先臨時配当金がある場合には、かかるA種優先中間配当金及びA種優先臨時配当金の合計額を控除した額とします。

なお、フェニックス・キャピタルは、入札プロセス及び優先交渉権者選定後の交渉において、機構との間で、本応募予定株式等の取得に加え、機構及び他の金融機関が当社に対して有する貸付債権に関する買取りやリファイナンスも含む当社支援のための提案及び協議を行ったとのことです。

もっとも、フェニックス・キャピタルは、当社に対する債権とエクイティ出資である当社の株式とはその性質も評価の方法も異なるため、機構が当社に対して有する貸付債権(以下「本債権」といいます。)の評価を、本応募予定株式等の評価とは別個独立に行ったとのことです。フェニックス・キャピタルは、当社の手元現預金等の資産状況及びキャッシュフロー、本債権の大部分に不動産を担保物件とする抵当権が付されていること等を踏まえて本債権の価値を算定し、平成25年1月下旬の最終提案書において、機構に対し、本債権を額面金額で買い受ける旨の提案を行ったとのことです。その結果、機構は、本債権の買受価格については、フェニックス・キャピタルからの提案を受け入れることを了承し、フェニックス・キャピタルと機構との間で、フェニックス・キャピタルが本債権をその額面金額及び譲渡実行日までの未払い経過利息額の合計額にて本公開買付けの成立後に買い受けることが合意(以下「本債権譲渡契約」といいます。)されたとのことです。

公開買付者らは、当社に対する債権者とエクイティ出資者である当社の株主との間では、前者が優越する関係にあり、また、本債権譲渡契約の締結時点における当社の現預金及びキャッシュフローの状況、本債権の大部分には不動産を担保物件とする抵当権が付されていること等に鑑みると、本債権については確実な履行を見込むことができると判断できることから、本債権の買受価格は、本応募予定株式等の買付価格を考慮しても妥当であると考えているとのことです。

公開買付者ら及びフェニックス・キャピタルは、他の金融機関が当社に対して有する債権に関しても、関係者との間で

返済やりファイナンスを含む提案及び交渉を行っているとのことです。

以上のとおり、本公開買付けの買付け等の価格については、公開買付者が機構との合意により決定した価格であるとのことです。当社は、本公開買付けにおける当社普通株式、A種優先株式の買付け等の価格について第三者算定機関に株式価値評価を依頼しておらず、本公開買付けの買付け等の価格が当社の公正な株式価値を反映したものであるかどうかの独自の確認を行っておりません。

#### 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

当社は、自動車車体用プレス金型業界に属し、昭和32年の設立以来、一貫して日本のモータリゼーションとともに歩み、国内外の自動車メーカーに自動車車体用のプレス金型を製造・販売してまいり、平成10年に日本証券業協会（現株式会社大阪証券取引所ジャスダック市場）に店頭登録を行いました。

当社は、同業他社に先駆けてCAD/CAMを導入し、先進技術と職人技術の融合を図るとともに、品質向上のためのトライプレス工場や仕上げ工場の増築等を計画的に行ってまいりました。しかしながら、平成18年以降、当社の主な市場であった北米市場が大きく落ち込み、これに加えて日本市場も低迷する中で、これらとは対照的に中国を中心とする新興国市場が拡大したことから、当社においても新興国市場、とりわけ中国向けの売上が増加してまいりました。ところが、韓国や台湾、中国の地場企業が金型事業へ相次いで参入し成長を遂げることにより、激しい価格競争がもたらされ、製品価格は大幅に下落することになりました。

当社は、このような状況に対応すべく、平成21年には生産拠点の見直しを核とした人員の削減、グループ全役員及び従業員を対象とした報酬及び給与の減額並びに製造経費、販売費及び一般管理費の大幅削減等のグループを挙げた経営合理化計画を実施いたしました。また、当社は、平成21年9月28日付で、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定を受けました。

しかしその後も、顧客である各自動車メーカーからの足元の受注状況がより一層厳しさを増す中、急激な円高基調の為替変動等による外部要因の影響もあり、再び当社の収益は悪化いたしました。このため、平成22年9月17日付で、機構に対し、株式会社宮津製作所との事業統合を核とした事業再生計画に対する支援申請を行い、支援決定を受けました。機構と株式会社静岡銀行（以下「静岡銀行」といいます。）に対して第三者割当増資を行い（当社は、平成22年12月15日を発行期日として、機構に対して、A種優先株式736,111株を、1株あたり7,200円（払込総額5,299,999,200円）で割り当てるとともに、デット・エクイティ・スワップとして、静岡銀行が当社に対して有する貸付債権2,274,999,000円を現物出資財産としてB種優先株式1,648,550株を静岡銀行に割り当て、機構が当社に対して有する貸付債権862,998,180円を現物出資財産としてB種優先株式625,361株を機構に割り当てました。また、平成23年2月21日を発行期日として、デット・エクイティ・スワップとして、機構に対して、機構が当社に対して有する貸付債権5,998,860円を現物出資財産として、B種優先株式4,347株を追加で割り当てました。一連の当該第三者割当増資後の機構の総株主等の議決権に対する割合は47.94%となりました。なお、当社は、機構及び静岡銀行に割り当てられたB種優先株式（計2,278,258株）の全部につき、平成23年12月、B種優先株式1株につき普通株式1株の交付と引換えに取得し、消却を行いました。）、財務基盤及び信用力の強化を図るとともに、機構より経営人材の派遣を仰ぎ、3ヵ年の事業計画を策定し、経営合理化を進めました。具体的には、管理体制の一層の強化による個別案件の採算性の向上、更なる固定費の削減、製造工程見直し等による原価低減を進めてまいりました。

この結果、平成25年3月期第3四半期連結累計期間における売上高は10,699百万円（前年同期比28.4%増）、営業利益は1,125百万円（前年同期営業利益39百万円）、経常利益は1,259百万円（前年同期経常利益36百万円）、四半期純利益は439百万円（前年同期比200.0%増）となるなど、順調な業績回復をいたしております。

世界の自動車需要は、新興国の経済発展を背景に、中長期的な拡大が見込まれる一方、当社の主要製品である自動車車体用プレス金型市場においては、中国企業を中心とした高いコスト競争力を持つ競合企業がより一層台頭していくことが見込まれます。

このような事業環境の見通しを踏まえ、当社では、引き続き、顧客である国内外自動車メーカーとの信頼関係の強化、コスト削減による価格競争力の向上、財務基盤の一層の強化、などが必要であると認識しております。

本公開買付け届出書によれば、機構は、当社の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、更なる成長を支援する担い手を探すことに着手したとのことです。かかる状況を背景に、フェニックス・キャピタルは、平成24年8月中旬に、機構が保有する当社の株式及び当社に対する貸付債権の処分等を含めた一括の取引に係る入札プロセスへの参加を機構より打診されたところ、フェニックス・キャピタルは、予てより企業の再生・再成長、事業の再編の後押しをテーマに投資ファンドとして投資活動を行ってきたため、これに関心をもち、当社の株式等の取得に関する検討を開始したとのことです。

公開買付者らは、いずれもフェニックス・キャピタルにより組成された、再生・再成長ステージにあり、コアとなるべき人的・物的・知的財産、技術あるいは企業間ネットワークを有する企業、その企業の再生あるいは成長を通じて、本邦

経済あるいは地域社会に貢献できる企業、また、変革に積極的にチャレンジ出来る企業を主要な投資対象とする投資ピークルであるとのことです。フェニックス・キャピタルは、当社の保有する金型の技術力及び自動車メーカー各社との強固な取引関係を重要な資産と認識し、これらの資産をベースとしつつ、公開買付者らの持つ国内外の主要な自動車メーカー各社とのネットワーク及び過去30社を超える企業を支援してきた経験・知見を有効に活用することで、当社の更なる成長を実現し企業価値を高めることができるものとの考えに至ったとのことです。

フェニックス・キャピタルは機構より提供された資料を基に平成24年8月中旬から初期的な検討を行い、第一次入札書を機構へ提出したとのことです。更にフェニックス・キャピタルは、当社への投資可能性をより厳密に検証するため、機構及び当社から提出された当社の事業・財務・法務等に関する資料の精査、当社の経営陣との面談等のデュー・ディリジェンスを行い、当社の株式の取得について分析、検討を進めてきたとのことです。フェニックス・キャピタルは、デュー・ディリジェンスの結果を踏まえて、本応募予定株式等の価値の算定を進め、機構に対し、平成25年1月下旬に、本応募予定株式等の譲受を希望する旨等を表明する最終提案書を提出したとのことです。

その結果、フェニックス・キャピタルは、平成25年2月中旬、優先交渉権者として選定され、さらに機構との間で取引スキームの詳細や買付価格をはじめとする本公開買付けの諸条件の検討、協議を重ねたとのことです。

買付価格については、フェニックス・キャピタルは、入札プロセスにおいて提示した価格を基に、当社普通株式の市場株価、経済情勢、業界の動向等を踏まえつつ、機構との間で協議・交渉を行い、その結果、平成25年2月中旬に最終的に、買付価格を普通株式1株当たり382円とすることで合意したとのことです。

A種優先株式の買付け等の価格については、実質的に普通株式1株当たりの本公開買付価格と同価格になるよう、当該A種優先株式に付されている、A種優先株式普通株式転換請求権が行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、A種優先株式1株を転換することによって取得される普通株式18株を本公開買付けに応募した場合に得られる金額と同額になるように定めたとのことです。

フェニックス・キャピタルは、応募契約のその他の諸条件についても合意に至ったことから、機構による支援決定から約2年半を経過した平成25年3月15日に、本公開買付けを実施することを決定し、本公開買付けの実施主体となる公開買付者らは機構との間で同日本応募契約を締結したとのことです。

本公開買付け後の経営方針に関しては、公開買付者らは、事業構造の転換に向けた改革、コスト削減に向けた改革、アライアンスの積極活用、組織運営・人事施策の改革等の諸施策を推進する予定であるとのことです。なお、公開買付者らは、本公開買付けの決済完了を条件として、当社の株主総会において承認決議がなされることを前提に、公開買付者らの指名する者が当社の取締役3名及び監査役1名に選任されるように機構が協力することを機構との間で合意しているとのことです。また、公開買付者らは、本公開買付け後も当社の上場を維持することを企図しており、本公開買付けは、当社普通株式の上場廃止を企図するものではないとのことです。

また、本公開買付け届出書によれば公開買付者らは、本公開買付け後は、当社の大株主として、当社とのコミュニケーションを一層深めるとともに、機構と当社が検討・推進してきた事業運営方針及び諸施策（具体的には、管理体制の一層の強化による個別案件の採算性の向上、更なる固定費の削減、製造工程見直し等による原価低減）を継続、発展させていくことをベースとしつつ、中長期的な事業の安定性確保や成長のための諸施策については、現在の事業環境をベースに再度検討することを考えているとのことです。より具体的には事業構造の転換に向けた改革、コスト削減に向けた改革、アライアンスの積極活用、組織運営・人事施策の改革を推進する予定であるとのことです。

当社は、公開買付者らを運営するフェニックス・キャピタルグループが自動車メーカーを始めとした製造業への投資の経験が豊富であり、かつ、投資方針や、当社と一体となって計画策定・事業運営を行い、経営改善に取り組む姿勢に共感し、当社に対する公開買付けの申し出に賛同することといたしました。

当社は、以上の認識・検討及び下記「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の内容等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが当社の企業価値向上の観点において有益であると判断し、平成25年3月15日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議いたしました。買付け等の価格については、前記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由 本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社の普通株式の市場価格より大幅にディスカウントを行った価格であり、また、当社独自の確認を行っていないことから、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様判断を委ねることを決議いたしました。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、当社の支配株主（親会社）である機構が公開買付者らと本応募契約を締結しており、本応募契約の内容が、必ずしも当社の少数株主と利害が一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付けの手続きの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置など本公開買付けの公正性を担保するため、以下の措置を採っております。

当社における独立委員会の設置

当社は、本公開買付けに係る意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、機構及び公開買付者らから独立性を有し、また当社の社外役員である岡田正氏、廣瀬眞市氏及び土橋文彦氏の3名から構成される独立委員会を設置いたしました。そして、当社は、独立委員会から得られる答申を尊重することとした上で、当社の取締役会が行うべきと考えられる本公開買付けに係る意見表明の方針について、本公開買付けにより当社の企業価値を損なうものではないか、及び公正な手続きを通じて当社の株主の利益に配慮されているかという観点等から、当社の少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、当社の取締役会に対して意見を述べることを独立委員会に諮問することを決議いたしました。

独立委員会は、平成25年3月1日から平成25年3月14日まで合計で3回開催され、上記諮問事項について検討を行いました。独立委員会は、上記諮問事項の検討にあたり、当社から、公開買付者の提案内容、本公開買付けの目的及びこれにより向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容等についての説明を受けるとともに、公開買付者らとの間でも質疑応答のやり取りを行い、同様の説明を受けました。独立委員会は、これらの検討を前提として、平成25年3月14日に、当社の取締役会に対して、(a)本公開買付けが当社の企業価値を損なうものではないこと、(b)意見表明の手続において利益相反を回避する適正な措置を採っていること等から、少数株主にとって不利益なものであるとの事情は特段認められないとする内容の答申書を提出しております。

当社から独立した法律事務所からの助言

当社は、当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社、機構及び公開買付者らから独立したリーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を選定し、本公開買付け及びその後の一連の手続に対する当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点等に関する法的助言を受けております。

当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社取締役会は、長島・大野・常松法律事務所から得た法的助言、独立委員会から提出された答申書その他の関連資料を踏まえ、公開買付者らによる本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、公開買付者らを運営するフェニックス・キャピタルグループが、自動車メーカーを始めとした製造業への投資の経験が豊富であり、ステークホルダー間の協調を重視した役職員参加型のハンズオンアプローチを採用しており、かつ、投資方針や当社と一体となって計画策定・事業運営を行い、経営改善に取り組む姿勢があることなどを評価いたしました。なお、( )本公開買付け届出書によれば、公開買付者らは、いわゆるスクィーズ・アウトを実施せず、当社株式の上場を維持する方針であり、また、( )公開買付者らの説明に基づけば、公開買付価格も少数株主の応募を想定した価格ではなく、機構の保有する株式を取得することを目的として設定された価格と評価できることから、当社取締役会は、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることが合理的であると判断いたしました。

以上より、当社の取締役会は、平成25年3月15日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねる旨の決議をいたしました。

なお、当社の取締役のうち櫻田浩一氏は機構の常務取締役としての地位を有していること、石館幸治氏は機構の従業員としての地位を有し、かつ当社の代表取締役副社長としての地位を有していたため、利益相反回避の観点から、上記の取締役会における審議及び決議には参加していません。また、当社の取締役のうち中桐悟氏及び細川敬章氏は機構の従業員としての地位を有しているため、利益相反回避の観点から、当社においては、まず、( )上記の櫻田浩一氏及び石館幸治氏のほか中桐悟氏及び細川敬章氏を除く取締役2名により審議及び決議を行った上で、( )櫻田浩一氏及び石館幸治氏を除く4名の取締役によりさらに審議及び決議を行うという2段階の手続きを経ております。なお、上記の取締役会に際して、石館幸治氏は、機構が公開買付者らとの間で本応募契約を締結することを受け、当社の代表取締役副社長を辞任しております。

また、当社の監査役のうち浜田康彦氏及び出雲かを里氏は機構の従業員としての地位を有するため、上記( )の取締役会では審議に参加していません。さらに、浜田康彦氏及び出雲かを里氏を除く上記( )の取締役会の審議に参加した全ての監査役(2名)及び( )の取締役会の審議に参加した全ての監査役(4名)は、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募



するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることに異議がない旨の意見を述べております。

#### (4) 本公開買付け後の予定

現時点の予定は以下の通りです。

##### 上場廃止となる見込みの有無について

本公開買付け届出書によれば、公開買付者らが、本応募予定株式等を取得するためには、法の規定に従い公開買付けによる必要があるとのことです。公開買付者らは、法令の規定に従い、また、機構以外の当社株主のご意向を排除することなく、本公開買付けを実行するため、買付予定数の上限を設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限を上回った場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではないとのことです。ただし、上記のとおり、公開買付者らは本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社普通株式は下記のジャスダック市場の上場廃止基準（注）に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があるとのことです。

ただし、公開買付者ら及び当社は本公開買付け後も、当社普通株式をジャスダック市場において引き続き上場維持させることを共通認識としております。本公開買付けの結果により当社普通株式がジャスダック市場の上場廃止基準に抵触するおそれがある場合には、当社との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止を回避するための方策について協議し、合意された方策を実行するとのことです。

（注） 浮動株式数（上場株式数から、役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与、監査役、執行役をいう）の持株数、上場株式数の10%以上を所有する株主の持株数（明らかに固定的所有ではないと認められる株式を除く。）及び自己株式数を控除した株式数）が事業年度の末日において500単位未満となった場合において、1か年以内に500単位以上とならないとき。

浮動株時価総額（浮動株式数に事業年度の末日における最終価格を乗じた数値）が事業年度の末日において、2億5千万円未満となった場合において、1年以内に2億5千万円以上とならないとき。

上記の上場廃止基準については、平成25年4月1日以降最初に到来する事業年度より適用となります。

#### (5) 公開買付者らと当社の株主との間における公開買付けへの応募にかかる重要な合意に関する事項

本公開買付け届出書によれば、公開買付者らは機構との間で、平成25年3月15日付で機構が本応募予定株式等を本公開買付けに応募すること等を内容とする本応募契約を締結しているとのことです。

本応募契約において、機構は、本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、本応募契約締結日から本公開買付けに対する応募の日において、公開買付者らが機構に対して表明及び保証する事項（注1）に違反が存在しないこと、

公開買付者らが本応募契約に基づき履行又は遵守すべき義務（注2）について重大な違反が存在しないこと、当社の取締役会により、本公開買付けに対する適法な出席取締役全員一致の賛同意見表明決議（本公開買付けに賛同する意見であれば足り、株主による応募を推奨する意見であることは要しない。）がなされ、これが公表されており、かつ、かかる表明が撤回されていないこと、本公開買付けの開始日までに取得又は履践されている必要がある、本応募契約の締結及びその義務の履行並びに本応募契約により企図されている取引の実行のために、公開買付者らにおいて必要な官公庁その他第三者の許可、認可、承認若しくは同意又は第三者への届出若しくは通知等が（もしあれば）全て取得又は履践されていること、本債権譲渡契約が有効に存続していること（但し、本債権譲渡契約第12条第1項に基づきフェニックス・キャピタルが同契約を解除したとき、及び本債権譲渡契約第12条第4項に基づき機構が同契約の全部又は一部を解除したときは、この限りでない。）を前提条件として、機構が本応募予定株式等を本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。但し、当該前提条件が充足されない場合においても、機構が自らの裁量によりかかる前提条件の一部又は全部を放棄して、応募をすることを妨げるものではありません。なお、本公開買付けの終了日までの間に、公開買付者ら以外の第三者による当社の株券等の全部又は一部に対する公開買付けが開始された場合その他当社の株券等の買付けに係る法的拘束力のある申出等がなされた場合（以下「対抗買付け」といいます。）であって、対抗買付けに係る株券等の買付価格が本公開買付けに係る株券等の買付価格を上回る場合、公開買付者ら及び機構は対応について誠実に協議するものとしますが、（ ）対抗買付けの開始後10営業日以内（但し本公開買付けの終了日の2営業日前を限度とする。）に協議が整わず、かつ（ ）本公開買付けに応募すること又は既に行った応募を撤回しないことが機構の取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると機構の取締役会が判断する場合には、機構は、その裁量により、本応募予定株式等の全部又は一部につき、本公開買付けに応募せず、又は応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除するとともに、対抗買付けに応募することができるものとするとのことです。

なお、本公開買付けの決済完了を条件として、石館幸治氏、櫻田浩一氏、中桐悟氏、細川敬章氏、浜田康彦氏及び出雲かを里氏が、本公開買付け後最初に開催される当社の定時株主総会終了時点で当社の取締役又は監査役を退任し、当該株主総会において承認決議がなされることを前提に、公開買付者らの指名する者が当社の取締役3名及び監査役1名に選任されるように機構が協力することを機構との間で合意しているとのことです。

- (注1) 公開買付者らは、本応募契約において、概要以下の項目について、表明及び保証を行っております。
- (a) P C P 11は、日本法に準拠して適法且つ有効に設立され、有効に存続する株式会社であり、P C P 9は、日本法に準拠して適法且つ有効に設立され、有効に存続する投資事業有限責任組合であり、いずれもその遂行している事業を営むために必要な一切の権限及び権能を有すること。
  - (b) 公開買付者らは、本応募契約を締結し履行するために必要な法律上の完全な権利能力を有し、本公開買付けは、会社の目的の範囲内の行為であり、適用のある法令等又は定款その他の社内規則において必要とされる全ての手続を完了していること。
  - (c) 公開買付者らによる本応募契約の締結及び本公開買付けの実施は、( )公開買付者らに適用のある法令等に反することなく、( )公開買付者らの定款等に反することなく、また、( )公開買付者らを当事者とする、又は公開買付者ら若しくはその財産を拘束する第三者との契約に反するものではないこと。
  - (d) 本応募契約は、公開買付者らに対して適法且つ有効な法的拘束力を有し、その各条項に従い強制履行可能なものであること。
  - (e) 公開買付者らによる本応募契約の締結及びその義務の履行等のために必要な官公庁その他第三者の許可、認可、承認等のうち必要があるものは全て取得又は履践されていること。
  - (f) 公開買付者らは、本公開買付けの決済のために必要となる資金を有しているか、又は当該資金を賄うのに十分な資金調達の手続を完了していること。
- (注2) 公開買付者らが本応募契約に基づき履行又は遵守すべき義務の概要は、以下のとおりです。
- (a) 公開買付者らは、本応募契約締結日現在、自らの各組合員並びにその役員及び経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」と総称する。)に該当しないことを確認すると共に、将来に亘っても該当しないことを誓約する。
  - (b) 公開買付者らは、本応募契約締結日現在、次の各号のいずれにも該当しないことを確認すると共に、将来に亘っても該当しないことを誓約する。
    - 暴力団員等が公開買付者ら又はその組合員の経営を支配していると認められる関係を有すること
    - 暴力団員等が公開買付者ら又はその組合員の経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、公開買付者ら又はその組合員が不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
    - 公開買付者ら又はその組合員が暴力団員等に対して、名目の如何を問わず、資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - 公開買付者ら又はその組合員が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
    - 公開買付者ら又はその組合員が暴力団員等の維持、運営に協力又は関与していると認められる関係を有すること
  - (c) 公開買付者らは、機構又は当社に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。
    - 暴力的な要求行為
    - 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
    - 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて機構若しくは当社の信用を毀損し、又は機構若しくは当社の業務を妨害する行為
    - その他前各号に準ずる行為
  - (d) 公開買付者ら、機構及びフェニックス・キャピタルは、本応募契約の存在及び内容並びに本応募契約に関連して知り得た相手方等(公開買付者ら及びフェニックス・キャピタルについては機構及び(本公開買付けの決済日前について)当社、機構については公開買付者ら、フェニックス・キャピタル及び(本公開買付けの決済日以降について)当社を意味する。以下、同じ。)の秘密情報を、譲渡実行日後3年間又は機構が解散する日のうち、いずれか早く到来する日までの間、相手方の書面による同意なくして、第三者(当社を除く。)に漏洩・開示してはならず、また、本応募契約の目的以外の目的で使用してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りでない。なお、公開買付者ら、機構及びフェニックス・キャピタルは、各自の役員、弁護士、公認会計士、フィナンシャルアドバイザー等のアドバイザー、公開買付者ら及びフェニックス・キャピタルの投資委員会の委員、当社の取引先である金融機関並びに機構の関係当局に対しては、相手方の書面による同意を得ることなく、本応募契約において企図される目的の

ために必要な範囲内で秘密情報を開示することができる。

相手方から開示された時点で、既に公知となっていたもの。

相手方から開示された後で、自らの責めに帰すべき事由によらず公知となったもの。

相手方から開示された時点で、既に自ら保有していたもの。

相手方から開示された後で、正当な権限を有する第三者から開示に関する制限なく開示されたもの。

政府機関、金融商品取引所、金融商品取引業協会、裁判所又はその他の正当な権限を有するものから開示を要請された場合。

#### 4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
和久田 俊一	代表取締役社長	執行役員	-	-
石館 幸治	取締役	-	-	-
岡田 正	取締役	-	-	-
櫻田 浩一	取締役	-	-	-
中桐 悟	取締役	-	-	-
細川 敬章	取締役	-	-	-
浜田 康彦	常勤監査役	-	-	-
出雲 かを里	監査役	-	-	-
廣瀬 眞市	監査役	-	-	-
土橋 文彦	監査役	-	-	-

(注1) 所有株式数及び議決権数は本報告書提出日現在のものです。

(注2) 取締役岡田正、櫻田浩一、中桐悟及び細川敬章は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注3) 監査役浜田康彦、出雲かを里、廣瀬眞市及び土橋文彦は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

#### 5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

#### 6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

#### 7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

#### 8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上